九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十七日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
垂水市牛根境字境崎一五〇二番一から同市牛根境字境崎一五〇一番三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十月二十八日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年10月27日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
北海道横断自動車道黒松内釧路線	釧路市阿寒町下舌辛３番54から同市北園41番290まで
倶知安余市道路	北海道余市郡仁木町東町12丁目12番２地先から同郡余市町登町206番１地先まで
中樹林道路	北海道空知郡南幌町513番２から江別市江別太335番27まで
一般国道232号	北海道苫前郡苫前町字苫前507番１から同町字苫前200番３まで

2　指定する期日　令和７年10月27日

3　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

産　業

日本産業規格

令和７年10月27日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年10月27日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

大たい（腿）膝か（窩）動脈ステントの耐久性試験方法	T0405
ヘルスケア製品の滅菌－放射線－第２部：滅菌線量の確立	T0806－2
医療用縫合針	T3102
ぼうこう（膀胱）留置用カテーテル	T3214
腎ろう（瘻）又はぼうこうろう（膀胱瘻）カテーテル	T3216
滅菌済みシリンジフィルタ	T3224
胆道用チューブ及びカテーテル	T3243
オブチュレータ	T3259
血管カテーテル用Ｙ－コネクタ	T3263
歯科用歯内療法器具－第２部：エンラージャ	T5221－2
歯科印象用トレー	T5302
歯周用プローブ－第１部：一般要求事項	T5418－1
歯周用プローブ－第２部：呼称	T5418－2
歯科用回転及び振動器具－軸	T5504
歯科用回転器具－ディスク及びホイールのボア径	T5510
歯科用多目的超音波治療器及びチップ	T5750
歯科用根管長測定器	T5751
歯科－口くう（腔）内用ミラー	T5903
歯科用医療機器の生体適合性の評価	T6001
歯科鋳造用14カラット金合金用プラスメタル	T6114
歯科用根管充てん（填）ポイント	T6515
義歯床用短期弾性裏装材	T6519
義歯床用硬質裏装材	T6521
歯科用根管充塡シーラ	T6522
歯科支台築造用コンポジットレジン	T6523
歯科高温鋳造用埋没材，プレスセラミックス用埋没材及びセラミックス用耐火模型材	T6612
眼圧計	T7312
眼底カメラ	T7320

令和７年10月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年10月27日

厚生労働大臣　上野賢一郎

経済産業大臣　赤澤　亮正

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

工作機械－安全性－放電加工機	B6032

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

令和７年10月27日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年10月27日

厚生労働大臣　上野賢一郎

経済産業大臣　赤澤　亮正

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

土工機械－安全－第７部：グレーダの要求事項	A8340－7
基礎工事機械－安全－第２部：掘削機の要求事項	A8509－2
路面清掃機械の安全要求事項	A8510
除雪機械の安全要求事項	A8511
トラックミキサの安全要求事項	A8614
工作機械－安全性－ボール盤	B6034
プラスチック加工機械及びゴム加工機械－射出成形機－安全要求事項	B6711
鋳鉄ボイラ－構造	B8203
サドル支持の横置圧力容器	B8278
圧力容器のジャケット	B8279
非円形胴の圧力容器	B8280
圧力容器の急速開閉ふた装置	B8284
圧力容器の溶接施工方法の確認試験	B8285
クレーン－分類及び等級－第１部：一般	B8822－1
クレーン－ワイヤロープの選定－第１部：一般	B8835－1
クレーン－耐震設計に関する原則	B8842
垂直コンベヤ	B8950